

美術系大学による中高教諭を対象とした 美術科研修の実践と可能性

Practice and Possibility of Art Education Training for High School Teachers
by a College of Arts

桑村佐和子 KUWAMURA Sawako
大森 啓 OHMORI Akira

はじめに

本稿は、美術系大学が中高の美術科教員を対象とした研修機会を提供する可能性を探る一環として、文化庁による「芸術系教科等担当教員等研修会」における実践、特に金沢美術工芸大学（以下、金沢美大とする）で令和4（2022）年度に実施された研修を報告するとともに、現在の主に中学校教員の研修にまつわる状況を整理し、美術系大学としてそのような研修を提供することにはどのような社会的意義があるのかを検討する。

1. 「芸術系教科等担当教員等研修会」

（1）文化庁による「芸術系教科等担当教員等研修会」の開催

平成30（2018）年10月から、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する業務と博物館による社会教育の振興に関する事務が、文部科学省から文化庁に移管され、文化庁には学校芸術教育室が設置された¹ことをひとつのきっかけとして、文化庁では令和元（2019）年度より、全国芸術系大学コンソーシアム（JUCA）²（以下、コンソーシアムとする）に委託して、「芸術系教科等担当教員等研修会」を実施している。芸術系教科等とは小学校音楽科、図画工作科、中学校音楽科、美術科、高等学校芸術科（音楽、美術、工芸、書道）である。研修会は、それらを担当する教員や指導主事を対象としており、その目

的を「学習指導要領の趣旨を踏まえた理論研修・実践研修を実施し、指導方法や評価方法等の工夫改善等につなげ、初等中等教育の芸術系教科等における指導の充実に資すること」としている。³

金沢美大もコンソーシアムの参加校として、本研修会に参加している。令和4（2022）年度は金沢美大としては3年度目の実施であり、それ以前は小学校教員を対象として実施した⁴。しかし、芸術系大学では教職課程があっても、中学と高校の芸術系科目の教員免許が取得できる課程となっているため、今回は中高の美術科教員を対象とした。どの校種の教員を対象に研修を開講するかは、参加大学が提供する研修のバランスをある程度加味して決定されている。

（2）「芸術系教科等担当教員等研修会」の特徴

「芸術系教科等担当教員等研修会」の特徴には、学習指導要領の趣旨を踏まえた研修という点がある。文化庁からは“明日から使える内容に”という期待も伝えられた。しかし、金沢美大のような教員養成系ではない大学ではどの程度応えられるのだろうかという危惧もありながらのスタートとなった。

大学が小～高校の教育に協力する場面としては、大学教員が小～高校に行き講義をしたり、授業の一部を担当するなど、大学教員が児童生徒に教えることは広く行われるようになってきている。あるいは大学の施設・設備を用いて高校生に研究指導をしたり、研究場所を提供したりすることもある。

一方で、小～高校の教員が学ぶ研修は文部科学省

や教育委員会等や教職大学院等の組織、機関によって行われるものが多いが、大学としても担当教科の専門的知識を学ぶ機会を提供する例もあった。その代表的な例は、平成21(2009)年度より始まった教員免許更新講習ではないだろうか⁵。

しかしながら、教員養成系の学部や教職課程で教科教育法を担当する教員以外の教員が、つまり芸術系大学の教職課程で「教科に関する科目」を担当する教員が、小～高校の当該教科等の最新の学習指導要領を読み込み、現場の様々な取り組みを分析して、学習指導要領の趣旨を踏まえた教員向け研修をするということは現実的にはかなり厳しいと言わざるを得ない⁶。そのため、実際には文化庁参事官（芸術文化担当）付教科調査官⁷（以下、教科調査官とする）の協力を得ながら進められた。

2. 令和4年度の金沢美大の研修会

(1) 令和4年度芸術系教科等担当教員等研修会

本研修会は令和元(2019)年度より、文化庁、コンソーシアム及び協力大学の主催により実施されてきているものであるが、コロナ禍もあり、実施方法は年度ごとに変更を余儀なくされており、小～高校教員に利用されやすい研修へと試行錯誤を加えている段階でもある⁸。

研修には全国研修と各大学の提供する研修の2種類が含まれている。令和4(2022)年度は全国で一斉に行われる研修をオンラインで実施し、午後からは各大学が提供する研修を実施した。各大学の提供する研修は対面で行われる参集型だけでなく、オンラインで行うことも可能であったが、金沢美大はあえて参集型を選んだ。全国研修の内容は、文化庁の担当者から新しい学習指導要領の全体的な解説と、教科別の解説が行われた。

(2) 金沢美大での、中高美術科教員研修

1) 概要

第1回：令和4(2022)年12月15日(木)、第2回：令和5(2023)年2月13日(月)の2回、同様の内容で

実施した。そのテーマは、「平面なのに立体？パズルで考える」であり、金沢美大の教室を使って開催した⁹。

どちらの回も、募集の際に示した「概要」は、次の通りである。「本研修では「美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う」ことに重点を置いた授業の展開について考える。文中の「喜び」「感性」「創造」「情操」等の根源にあるのは「不思議や違和感への気付き」「発見の興奮」「実現の達成感」といった大小様々な心の振幅であると考えられるだろう。その心の揺れを促すため、現在自明のこととして扱われている「絵画(平面)上で立体を表現する(できる)」ことのおもしろさや、その表現に触れたときの喜びに光を当て、「当たり前ではない」ことに気付く感性と「新たな可能性」を探求する創造力を培う授業展開を考える。」

また、その内容は、以下の通りである。

- ①レクチャーを通して（絵を描くことに慣れている人ほど忘れがちな）「絵画(平面)上で立体を表現する(できる)」ことのおもしろさを再確認・共有する。
- ②中学校美術で取り組まれている「等角投影図による立体的な表現」の応用として、描かれた立体をバラバラに切り離し、パズル遊びへと展開する。
- ③本課題が持つ「描写・思考・遊戯」の3要素を意識し、学年や発達段階、また個人の興味を想定した展開や新たな遊び方を考える。
- ④授業展開のプレゼンと振り返りを行う。

このような内容を通して、「参加者(教員)自身が美術(今回は特に絵画表現)のおもしろさに改めて気付く、驚き、喜ぶ」こと、「具体的な生徒像を想定して、それぞれの学校の実態に合わせ得た題材設定を想像できる」こと、「社会全体の豊かな生き方が日常の些細な発見や工夫の喜びに根ざすことと、その醸成に教科としての「美術」が資することを再認識する」ことを到達目標として設定した。

なお、研修では前述のように、参加者に新学習指

導要領のもとでの実践を考えてもらうために、学習指導要領との関連を明示している。具体的には、中学校美術にとっては「A表現(1)ア(ア) (2)ア(ア)(イ) B鑑賞(1)イ(ア)(イ)〔共通事項〕(1)アイ」であり、高等学校芸術科(美術)にとっては「A表現(1)ア(ア)(イ) イ(ア)(イ) B鑑賞(1)イ(ア)(イ)〔共通事項〕(1)アイ」と関係がある。

これらの確定には前述のように教科調査官の助言を得ている。このようなことは、学習指導要領の趣旨を踏まえた研修とするためであり、研修計画の立案にあたって、参加校全てに共通して行われた。それは先述のように、芸術系教科等担当教員等研修会全体の目的に、「学習指導要領の趣旨を踏まえた」という箇所があるためであり、研修会参加大学全体の打ち合わせ会議では繰り返し要望があり、教科調査官の助言をもらいながら進められるのは、金沢美大にとっては安心材料の一つと言える。

計画した際の具体的なスケジュールは以下の通り

時間	内容	研修形態(方法)
9:00~ 9:30	受付	
9:30~ 11:45	開講式、全体研修、理論研修(教科別) (事務連絡)	文化庁によるオンライン(配信)
11:45~ 13:00	移動、昼食 (本学ギャラリー内コレクションの見学、学内の施設見学)	(見学)
13:00~ 13:30	講義①: 「絵」の不思議な世界	参集
13:30~ 13:50	講義②: 「平面の立体パズル」の説明	参集
13:50~ 15:20	演習:パズル作成	参集
15:20~ 15:50	鑑賞・発表(授業への展開)	参集
15:50~ 16:00	全体の振り返り	参集
16:20~ 16:40	全体講評(教科別) (複数地点を繋いでの文化庁による進行)	オンライン(双方向)

であるが、おおよそこの流れで進めることができた。

同様の内容を2回実施したが、参加者数は第1回は4名、第2回は5名で、全国から参加した。参加者が少なかったのは、令和5(2023)年度夏に金沢美大がキャンパス移転を控えていたことなどの事情から、大学からの働きかけが積極的にはできなかったこともある。一方で、後に近郊の教員数名に確認してみたところ、中高の現場では認知度はかなり低かった。開始から4年目であったが、文化庁からの通知が教員一人ひとりにまで届くプロセスが長いこと、平日での開催のため参加には所属長の承認が必要であるにもかかわらず現場での調整をするには遅い時期での通知になってしまったことなど、様々な要因が重なっていることが窺われ、改めて、文化庁からの通知だけでは参加者募集に難しさを感じた。

2) 文化庁による全体研修、教科別の理論研修

まず、全国で一律にオンラインライブで受信しながらの、文化庁による全体研修と教科別の理論研修が行われた。金沢美大の視聴覚教室で実施されたが、第1回(12月)で、瞬間的な停電により大学全体の無線LANの調子が悪くなってしまい、全く視聴できない時間があるというトラブルが発生した。個人の無線LANを代替で用いることで対応したものの、オンラインライブでの配信であったため、視聴できなかった部分については取り戻すことができなかった。¹⁰

3) 学内見学



その後、休憩時間を利用して、学内の施設等や大学のギャラリーの、教育資料でもあるコレクション「平成の百工比照」を見学する時間を設けた。希望者のみで実施するつもりであったが、全員が参加した。

4) 金沢美大による研修（大森による研修）

i) 講義①『絵』の不思議な世界

演習「立体感の表現を利用した『平面の立体パズル』の制作」への導入として、先史時代の洞窟壁画から現代の3Dアートまで、絵画が常に示してきた「そこに無いものを存在させる不思議さや、それを見る喜び」の諸相を振り返った。今回の演習が「イリュージョン」という絵画の根源的な特性に関わるものであることと、教える側が常に「驚き」「感動」「喜び」を持つことの大切さを参加者に伝えた。

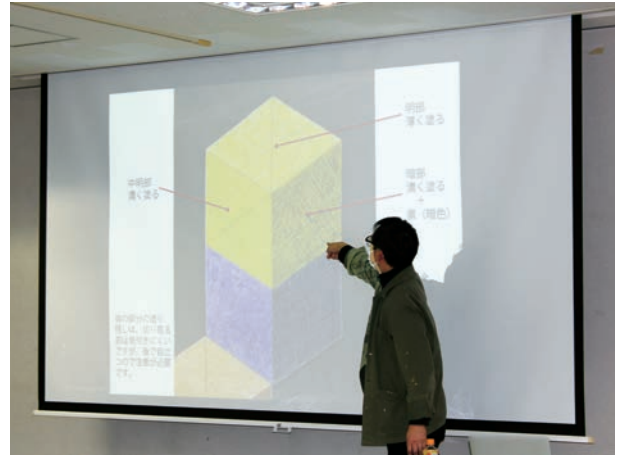


ii) 講義②「平面の立体パズル」の説明

本演習の内容を説明した。立方体の積み木8個を組み合わせた立体パズル（ $2 \times 2 \times 2$ ）を想定する。個々の立方体を等角投影図法でケント紙に描きバラバラに切り離すことで、平面でありながらあたかも実際の立方体を様々に組み合わせるようなパズル遊びが可能になる。

スライドを用いてアイデアスケッチ・試し描きから本制作までの流れ、色鉛筆で彩色する際の注意点、立体感を出すためのコツなどをレクチャーした。また完成後には、実際の授業で取り組む場合にどのような展開の可能性があるかを考えてほしいと伝え、

制作に入った。

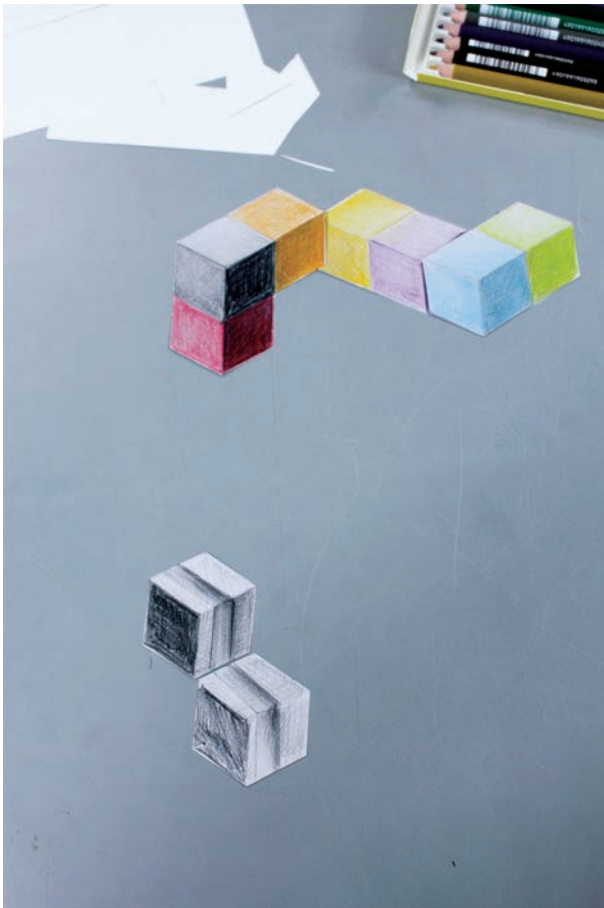


iii) 演習：パズル作成

参加者はそれぞれ直ぐに制作に取り掛かった。もともと今回のパズル作成という課題自体には個人的なアイデアや感覚が入り込む余地が少なく、簡単な計画立案の後は作業的に進むため気軽に制作に入っていたようである。作業の冒頭は一人で考える部分が多いため静かになりがちだが、参加者の積極的な質問や発言のおかげで、和やかな雰囲気で作業が進んだ。

それでも彩色の段階になると、各自のセンスやこだわり、新たなアイデアが加わり、十分に個性的な作品が出来上がっていった。更に8個という条件を超えて制作を続ける人や立方体に溝や穴を描き加える人なども現れ、自発的な展開を生みやすい課題であることが見てとれた。

第1回、第2回共に、色彩に対するこだわりやたくさん作ることへの挑戦など、参加者それぞれの個性が反映された仕上がりとなった。また、大学の売店で見つけた建築模型用人形フィギュアを立ててみるなど、参加者が制作を楽しんでいる様子が窺われた。第1回では制作を中断し難く、当初の予定よりも制作に時間をかけたが、結果的に言えば、後述するように、参加者が教員であるために鑑賞と授業への展開の話が同時に進むため、第2回も制作に時間をかけながら、考えてもらうこととした。



iv) 鑑賞・発表

第1回では、制作の後、各自の机の上に作品を配置し順番に自作について説明をしてもらった。当初は「作品説明」と「授業への展開」を分けて考えていたが、発表者が作品説明の中で授業への展開も含めて話してくれたので「鑑賞」と「展開」をセットにした発表となった。生徒を思い浮かべた実践的な展開につなげやすい課題であったと考えられる。

具体的には、パズルを動かす様子をコマ撮りしてアニメーションにするアイデアや、背景（パズルを置く台）にも影を描くことで一層3D感が増す例などが示された。

第2回も、各自の机の上に作品を配置し順番に自作について説明をしてもらった。各参加者からは、自身の勤務先での生徒を思い浮かべた具体的な授業展開が述べられた。

さらに個々の発表が終わった後、参加者の一人から「全員の作品を組み合わせてみよう」との提案があり、全員の「積み木」を順番につなげていった。机いっぱい広がった積み木の構造体には一人の作品では味わえない立体感やスケール感、そして共同の喜びが溢れ、この課題の新たな可能性に気付かされた。



ここで事前に参考作品を作ってくれた学生の作例も披露された。立方体に「ケーキの一部分」という具体的な意味を付与（描写）することで組み立てる喜びが増す事例や、積み木を建築ユニットと捉えてゲーム感覚で建築を行う事例などが紹介され、参加者の興味を惹いていた。



v) 全体の振り返り

参加者からの感想「改めて絵画表現の不思議さや面白さを思い出せた」「今回の課題を自分の授業でも試してみたい」等は先の鑑賞・発表の中で述べられた。ここでは講師から、参加者が終始驚きや喜びを持って主体的に取り組んでくれたことに対する感謝と、今後の授業においてもその感覚（驚きや喜び）を生徒たちに伝えていってほしい旨を述べて終了した。

5) 教科調査官による全体講評

その後、中学校美術・高校美術の研修を行った複数の大学と文化庁をつなぎ、双方向のオンラインライブで、それぞれの研修について参加者から報告があった。また、美術科の教科調査官による講評ももらった。各地の様子がわかり、研修内容の共有がなされ、提供側としても参考となった。

3. 美術系大学による中高教員を対象とした研修の意義と可能性

それでは、金沢美大のような教員養成系ではない大学の実施する研修にはどのような意義を見いだすことができるだろうか。ここではまず、教員の研修機会について整理し、その上での可能性を検討しておくことにしたい。

(1) 教員の研修機会

教員はその職責を果たすために学び続けることが

求められる。中教審答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年1月）では、流動的な社会にあって、「主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデル」となり、「継続的な教師の学びを進める上で必要となるものは、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢」と指摘されている。

もちろん、日本の教員自身もその必要性を十分に感じている。OECD（経済協力開発機構）の「国際教員指導環境調査（Teaching and Learning International Survey:TALIS）－学び続ける教員と校長－2018年調査」（2020年3月公表）によると、日本の中学校教員は、職能開発（教員としての技能、知識、専門性その他の資質を高めるための活動）の必要性が参加48カ国平均からはどれも高い比率の回答となっている。その中でも、「担当教科等の分野の指導法に関する能力」（63.5%）¹¹、「担当教科等の分野に関する知識と理解」（59.2%）が高い。ついで「特別な支援を要する児童生徒への指導」（45.7%）、「個に応じた学習手法」（45.6%）などとなっている。

一方で、中学校教員の職能開発への参加の障壁は、「職能開発の日程が自分の仕事のスケジュールと合わない」（87.0%）¹²が特に多く、「家庭でやらなくてはならないことがあるため、時間が割けない」（67.1%）、「職能開発は費用が高すぎる」（60.7%）、「雇用者からの支援が不足している」（57.3%）が続く。ベネッセ教育総合研究所「小中高校の学習指導に関する調査2022」¹³によっても、「授業準備の時間が十分にとれない」と感じる中学校教員の比率は84.2%である。

前述の中教審答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』でも、「一人一人の教師が安心して学びに打ち込める環境の構築」が不可欠であり、「個々の教師が身分を脅かされることなく、新たな学びに参加しやすくなるような環境整備、業務の調整等を、任命権者等あるいは学校管理職が積極的に講じることが求められる。」としている。

（2）教員の自律的な研修の必要性

同答申では、「学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを常に持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で望ましい」とされている。より多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、教員自身が、全教員に共通に求められる基本的な資質能力を超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすことが必要であるとされ、こうした強みを伸ばすための学びは、一人一人の教員の個性に即した、いわば「個別最適化」された学びであることが必然的に求められるとされている。ここに、金沢美大のような大学による研修の価値が見いだせるのではないだろうか。中教審答申『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～』（令和4（2022）年12月）では教員研修の高度化という観点から、大学や民間事業者等が提供するプログラムも含めている。

黒田友紀によると、「教師であること」は①専門職としての地位とも関わる教員の身分と権利の保障という点で「専門職性（professionalism）」に関わる領域と、②教員の教育実践における専門的知識・技能や、能力開発・成長に関わる「専門性（professionality）」の領域の領域として、研修や専門性の向上の両方を含んでいる。特に、教員免許更新制が発展的に解消されることが決定して以降、教員免許制度自体の改革、教員の専門性や自律性などの多くの議論がなされてきた。それは、日本の次のような歴史的背景と現状があるからである。¹⁴

「日本は明治期より各学校における授業研究の実践の歴史を有し、授業研究が各学校を基盤として学校内で制度化され実践されてきた国である。その点で、学校と教師の自助努力によって実施されている側面を有する。また、法定研修としての初任者研修や中堅教諭等資質向上研修

が義務付けられているだけでなく、地域の教育委員会による官制研修は多岐にわたって多く実施されている。教員免許更新制が廃止されようとも多くの官制研修は存在し続けており、教員自らの判断で計画・選択して専門性を高めるような自律性や自由が保障される研修はほとんど実施されていない。そして、多忙化する学校で、協働的な研修の価値を校長や教員が認めていても研修の時間を十分に取れない学校や、自身の望む研修を受けられない状況が継続している。」¹⁵

黒田は、エージェンシーの観点から、アメリカとカナダ・アルバータ州の教員研修制度との比較を通して、我が国の研修制度を「教師の裁量や自律性を保障し、個人と学校の両方の能力を開発する制度の整備とデザインが必要である。」「与えられた研修に参加して主体的に学ぶということではなく、教師が自身の判断と裁量を行使しつつ、協働的な研修制度の中で自ら成長できる」ように制度をリ・デザインすべきと述べている。

教員が個々の必要性に応じて、その能力を高め、より良い教育を行うためには、自律的に研修を選択し主体的に研鑽を積むことが求められているのである。

(3) 美術系大学による研修の意義と可能性

ここでいう自律的で自由な研修とは、当然ながら、本稿で報告しているような大学での研修だけを指しているわけではない。教員自身で動画や書籍等で学ぶことも含まれており、様々な民間事業者が提供する研修機会への参加も含まれる。しかし、自律的で自由な研修への障壁が現場での時間のやりくりの難しさや学校での支援不足であるとすれば、職場を離れて受講するような研修機会が最も困難なケースであろう。実際、研修会をオンラインで実施することを効果的であると考えられているようである。文部科学省『全国の学校における働き方改革事例集 令和5年3月改訂版』では、教育委員会の周知のみの研修や公開授業をオンラインで実施することで、移

動の時間を削減できること、開催地では来客準備の時間を削減できるなどの導入効果が「事例提供校からの声」として紹介されている。¹⁶

ところで、美術系大学の強みは提供できる理論や実技等の幅広さと深さである。特に、現物を見ながら、あるいは実際に手を動かしているところを見ることによって大きな効果が期待できる。また、実技系科目の場合には、参加する教員自身が実際に体験し感じることを通して、生徒の気持ちになって話し合うことで授業を構想することは重要ではないだろうか。金沢美大は令和2年度にはコロナ禍のために図工研修をオンラインで実施した。参加者の感想を見ると、オンラインであったとしても参加者自身がその体験を純粹に楽しみながら授業を構想することはできていたようではある。その結果を受けて、研修の成果の一つとしてオンライン開催の可能性が見えたと評価している。「人数的に、講師側の画面に全員が映し出せた、という要因も大きかったが、大学側で学生たちにも参加してもらい、講師とのやり取りの中に入れてもらうことにより、普段の授業に近い雰囲気を作り出せたように思われる。しかし、通信トラブルなどもあり、順風満帆に実施できたわけではないため、現時点では可能性が見えた、と表現するにとどめておきたい。」としている。¹⁷

芸術系教科等担当教員等研修会全体では、オンライン開催については、参加者からは「本来なら遠くへ行けない研修も、選り受けられた。コロナが収まってもオンライン研修は続けてほしいです」という意見もあった。当時、美術科の教科調査官であった東良雅人は「今後、学校では一層のデジタル化、オンライン化が進んでいく。ICTを前提とした学校教育の在り方が求められている中、本研修会がオンラインで開催されたことは大きな意義があるのではないだろうか。」と述べている。¹⁸

その一方で、対面の良さへの言及もあった。講師からも「対面ではないので受講生の進捗を把握し、そのアイデアを発表してもらうことができなかった部分もある」との指摘もあった。研修現場に参集

して参加者同士が他者のアイデアに触発されながら、一緒に授業を構想していく良さを通信技術が実現するまでにはまだ少し時間がかかるのではないだろうか。しかしながら、対面での良さをいくら強調したところで、職場を離れることの困難さの解消なしには始まらないのは言うまでもない。そこへの意識改革を側面から支えるものとして、校外で実施される研修機会の質を高めることも同時に求められる。

ここで、研修の内容面についても触れておきたい。校内研修や教育委員会等が主催する研修は“明日から使える”内容になる可能性が高く、それへの期待が高いのは当然とも言える。その点において、教員養成系ではない大学の提供する研修の意義は確かに弱く感じられるかもしれない。しかしながら、ある程度の経験を積んだ教員は学校や教育委員会等が主催する研修以外の研修に対して肯定的な評価をしており¹⁹、それぞれのニーズに応じた研修機会が幅広く提供されることは今後ますます重要になってくるであろう。現在では企業を中心として、組織外での協働的な学習に注目が集まっている。予測困難な時代にあって問題解決を図っていく人材育成にとって効果的であると考えられている²⁰。また、そのような職場に縛られない研修機会を自律的に選択できるように環境を整えることは教員の職能開発に対するモチベーションを維持する上で大切な条件である²¹。今回の金沢美大の事例をはじめとする、美術系大学による研修は教員一人ひとりが自律的に選択して職能開発をする機会としての可能性があるのではないだろうか。

註

- 1 これは平成29(2017)年6月の文化芸術振興基本法から文化芸術基本法への改正に伴う、平成30(2018)年6月の文部科学省設置法の一部改正によるものである。
- 2 全国芸術系大学コンソーシアムは、平成28(2016)年7月に、国内の芸術系大学及び芸術系学部・研究科が連携・協力して、文化芸術に係る教育及び研究の更なる充実を図るとともに、相互協力の下、行政や産業界と連携した文化プログラム等の展開を通し、我が国の文化芸術振興に寄与す

ることを目的として結成された (<https://j-u-c-a.org/>)。

- 3 本研修会は、文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」の一環として行われている。現在のところ、この他には「伝統音楽指導者研修会」が行われている。この事業は「他教科に比べ、学校内における研鑽の機会が乏しい美術や音楽といった芸術系教科等担当教員等への研修等を通じた学びの機会を確保するとともに、今後の芸術教育の方向性や文化と教育両分野の一体的な学習プログラムの構築を検討、実施」するものである。なお、本稿で報告する研修会の目的等については、令和4年度芸術系教科等担当教員等全国研修会実施要項 https://j-u-c-a.org/training_info/20221012/ (令和5(2023)年10月参照)などを参照。なお、この研修会は単年度ごとの委託となっている。
- 4 桑村佐和子、渋谷拓、高橋治希、寺井剛敏「美術系大学による小学校教諭を対象とした図画工作科研修の挑戦－学習指導要領の趣旨を踏まえた研修の可能性－」金沢美術工芸大学紀要、第66号、令和4(2022)年、pp.83-94
- 5 教員免許更新講習は10年に1度、2年間の間に更新講習を受講することが、時代の変化が大きくなる中で常に学び続けていくということと整合的であるのか、といったことや、教員免許更新制の下での更新講習の受講は主体的な学びと言えるのか、免許状を更新しなければ身分の喪失を招きかねない中で、安心して学ぶことができるのか、などといった問題提起により、令和4(2022)年7月には「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が改正され、教員免許更新制が発展的解消として廃止された。
- 6 教員免許更新制度では、「教科に関する内容」の大学教員にはそれぞれの教科内容に関わる最新で専門的な知識技術を学べる機会を提供することが求められていた。
- 7 詳細については実施要項を参照。 https://j-u-c-a.org/training_info/20221012/ (令和5(2023)年10月参照)
- 8 全国芸術系大学コンソーシアム(JUCA)のWebサイトにて公表されている(令和5(2023)年10月参照)第1回：https://j-u-c-a.org/training_report/2023_chuko-bi4/、第2回：https://j-u-c-a.org/training_report/2023_chuko-bill/
- 9 芸術系教科等の調査官は文部科学省初等中等教育局にも所属している。
- 10 令和5年度も研修を予定しているが、その際にはライブである必要はないとのことから、各参加校にDVDが送付されて、各会場で視聴できるように変更されている。
- 11 教員に対し、様々な領域についての職能開発の必要性を現在どの程度感じているかについて調査しており、「高い」「ある程度」「あまりなし」「全くなし」の4段階のうち、「高い」または「ある程度」とした回答の合計である。
- 12 教員に対し、職能開発に参加する際どの程度妨げになるかを質問し、「非常に妨げになる」「妨げになる」「妨げにならない」「全く妨げにならない」の4段階のうち、「非常に妨げになる」または「妨げになる」とした回答の合計である。
- 13 <https://berd.benesse.jp/shotouchutou/research/detail>

php?id=5812 令和5(2023)年11月参照)

- 14 黒田友紀「「教師であること」を支える教員制度のり・デザインに向けて」日本教育制度学会紀要（日本教育制度学会創立30周年記念特別号）、（令和5(2023)年、pp.113-129）、p.114
- 15 同、p.121
- 16 周知を目的とする研修では、重要事項について対象者全員に周知できたかを確認する必要があり、それは「オンラインフォームなどを使用し、確認したかをチェックし」て、その効果が減じないことを求めている。https://www.mext.go.jp/content/20230320-mxt_syoto01-000028353_1.pdf（令和5(2023)年11月参照）p.119
答申でも、「質の高い学びのコンテンツが豊富に提供され、オンラインで小刻みな形で学ぶといったスタイルも含め、教師が負担なく選択し、受講できるようになっていることが求められる。学びのコンテンツは理論的なものと実践的なものがバランスよく含まれるとともに、必ずしも大学等の座学というスタイルではなく、反転学習や実践的なワークショップなど多様な方法を取り入れたものであることが、コンピテンシーを養う上でも必要」と指摘しており、オンラインでの研修機会を求めている。
- 17 前掲「美術系大学による小学校教諭を対象とした図画工作科研修の挑戦－学習指導要領の趣旨を踏まえた研修の可能性－」p.92
- 18 「REPORT 令和2年度 芸術系教科等担当教員等全国オンライン研修会」『教育美術』令和3(2021)年5月号(No.947)、pp.56-57
- 19 梶田英之、道法亜梨沙「新たな教員研修制度の実施に関する考察－研修に対する教員の意識調査から－」比治山大学・比治山大学短期大学部教職課程研究第9巻、2023年、pp.29-41
- 20 組織外の学習のうち、公式の活動で職場外メンバーとの活動は「研修としての越境学習など」と位置づけられている。（長岡健、橋本論「越境学習、NPO、そしてサードプレイス」日本労働研究雑誌No.732、2021年、pp.31-43など）
- 21 安藤知子「教員研修の現状と今後の職能開発のあり方」日本労働研究雑誌No.730、2021年、pp.50-59など

(くわむら・さわこ 一般教育等／教育学)

(おおもり・あきら 油画／絵画)

(2023年11月8日 受理)